

平成20年10月30日
農林水産省生産局

第3回家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会の概要

記

1. 日時

平成20年9月19日（金）13：30～16：30

2. 場所

東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省生産局第一会議室

3. 出席者

[委員]

大森委員、川上委員（小山代理出席）、新山委員、信國委員、平位委員、
廣川委員、松本委員、吉村委員

[事務局]

畜産部長、畜産振興課長、畜産振興課畜産技術室長、畜産振興課課長補佐（家畜
改良推進第1班、家畜改良推進第2班、家畜改良センター調整班）他

4. 議事概要

信國座長の進行の下、事務局から提出資料について説明が行われた後、質疑応答及び
意見交換が行われた。

委員からの主な発言は以下のとおり。

（1）畜種別の改良増殖の現状と課題について

- ・乳用牛の能力向上は、全国統一の評価をした上で、その評価に基づき一定の選抜を実施したことにより図られたもの。放牧適性等様々な方向性にあわせて選抜を行っていくとすれば、これまでに築き上げたものが崩壊するのではないか。
- ・飼料利用性について目標を設定する場合は、測定が比較的容易な項目を目標として設定すべきではないのではないか。
- ・国際的に受胎率が低下傾向にあるということは、泌乳量や産肉性を向上させるという遺伝的選抜の結果が一方で、発情兆候が微弱になるとのデメリットを高めることにつながっているのではないか。

- ・受胎率の低下等繁殖能力の低下は家畜改良の面のみで解決すべき問題ではなく、もつと受胎率向上のための技術対策や要因分析に力を注ぐべきではないか。
- ・肉用牛の場合、産肉能力、特に脂肪交雑能力に優れていることが重要であるが、併せて繁殖性や飼料利用性も重要であり、一定の水準を超える種雄牛の選抜を行う等の検討も必要ではないか。
- ・肉用牛の繁殖性の改良については雄の選抜のみではなく、雌側の寄与も大きく評価する必要があるのではないか。
- ・肉用牛では、多頭飼育が進展する中、また生産者が高齢化する中、性格の温順性も大事にすべき形質ではないか。
- ・豚の改良について、産子数等の繁殖能力向上のため、国（家畜改良センター）は雄系の改良に加え、雌系の改良にも力を入れていくべきではないか。

(2) 種畜検査について

- ・等級判定基準は、今の時代に合った基準に見直すべきではないか。
- ・遺伝的能力評価については、毎回変動があるとともに、肉用牛では複数の評価をもつので、等級判定への活用については種畜別に十分な技術的検討が必要ではないか。
- ・種畜検査結果のホームページ上での公表については、例えば海外の和牛遺伝子を入手しようとする者にも情報提供することになり、慎重に検討するべきではないか。
- ・遺伝性疾患に関する情報提供について、現在ではDNA検査によりヘテロでの保有牛でも単純に排除することなく上手に利用する方法が確立していることから、それに整合する形で仕組みを検討するべきではないか。
- ・例えば遺伝性疾患などは現畜検査だけでは判断できないものもあるので、疾病に応じた診断のマニュアルを整理すべきではないか。

(3) 家畜改良増殖目標について

- ・現行の肉用牛の改良目標について、脂肪交雑等の改良目標だけではなく、さらに効率性やコスト低減も考慮した目標にするべきではないか。
- ・改良増殖目標の設定に当たっては、国は都道府県が策定する計画に関する様々な情報提供にとどめ、都道府県はそれらを利用して実情に応じた計画を作るべきではないか。
- ・引き続き、国が改良増殖のあるべき目標を示すべきではないか。

(4) 家畜登録制度について

- ・現行の登録事業は、登録団体が畜種の特性等に応じ登録規定を定められる自由度があり、特に見直す必要がないのではないか。
- ・登録団体が定める登録審査の基準については、時代に合わせたものに見直していく必要があるのではないか。

以 上